

員氏	頁行	項目	区分	質問・意見等	質問・意見等への対応方法等	質問への回答・修正内容等
1	L.12 L.15	はじめに	意見	L.12 …。一方、建寧の森林… 「一方」を「加えて」の方が良いのでは？ L.15 …。さらに、近年の… 「さらに」を「その一方で」などの方が良いのでは？	修正対応	L.12 …。加えて、建寧の森林… L.15 …。その一方で、近年の…
2	P.1 L.2	1 森林・林業の現状	意見	L.2～ が「を」が続いて読みづらいので、修正をお願いします。 民有林は36%を占める人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、…	修正対応	民有林は36%を占める人工林（民有林の36%）を中心に本格的な利用期を迎えており、…
3	P.1	1 森林・林業の現状	意見	1、2、4段落目が林業について述べ、3段落目が野生鳥獣と人との関係を述べている。林業に関する内容が上下で分かれているので、まとめたほうが良い。	修正対応	3段落目と4段落目を入れ替え。
4	P.1 L.9	1 森林・林業の現状	意見	L.9～ 共生は棲み分けにしたほうが良い。共生は被害を受けている一般住民からすると、反感を持ちやすい文言です。 文章の前半と後半を入れ替えたほうが良いと思います。安全確保のための森林境界線が里山林の荒廃で崩れてきている、と。文章の後半に大事なことを持ってきた方が印象に残りやすいです。	修正対応	さらに、人と森林との絆が薄れたことや、集落などの居住区域と隣接する森林の境界が不明確になったことなどにより、里山の荒廃につながり、野生動物との棲み分け・生活圏の安全確保が困難となりました。そしてこのことが、里山の荒廃へとつながっています。
5	P.3	森林・林業のk台と懸念される県民生活への影響	意見	上の□と下の□の関係性が見えない。上の□の矢印以降の文章と下の□の文章で内容にかぶりがあるので、矢印を使って表現するのであれば、関係性を明確にしたほうが良いと思う。	原稿のまま	レイアウトを変更し分かりやすくする。
6	P.4 L..10	1（1）【目的】②	意見	共生は棲み分けにしたほうが良い	原稿のまま	「里山林整備事業補助金交付要綱」の（趣旨）を引用しているので、「共生」のままとしたい。
7	P.6 L.11 L.12	1（4）【目的】④	意見	L11 やの後に「、」 L.12 誰に向けた発信ですか？ …力強く歩む本県の姿や未来へつなぐ希望の森林づくりを広く発信し、…	修正対応	…力強く歩む本県の姿や、未来へつなぐ希望の森林づくりを広く県内外に発信し、森林づくり意識醸成活動を推進。
8			質問	（4月30日の意見に対する）回答の中に「現在稼働しているバイオマス発電施設については、燃料のすべてが県産材由来のものである状況ではありません」とあります。 その原因と、その課題に対し、すべてを県産材由来に転換していく為の具体的な今年度以降の取組みについてお聞かせください。	本意見一覧にて回答。	大規模なバイオマス発電施設は、県外のチップや輸入ペレット等をあえて燃料としている施設もあるため、すべての施設において県産木材由来の燃料に転換できない事情があります。 しかし、県産木材のバイオマス利用を少しでも拡大していくため、燃料用木材の運搬経費支援のほか、現在稼働中または計画中のバイオマス発電事業者に対して、市町村や関係者と連携して森林整備の状況や木材の生産・流通に関する情報を提供するなど、これまで同様に安定的な燃料調達を支援していくこととしています。
9	全体		意見	森林を整備する為の作業道が整うことによって、一般の人でも森に入りやすくなり、さらに散策路の整備も進めやすくなると思います。 県民が森林を身近なものと感じ、ふれあう機会を増やす為には、安心して歩ける道の整備を欠かすことはできません。また、安心して水道水を利用できるのは、森林の力あってこそです。 これらの事をより良い方法へと推し進める為の税金であれば、県民の理解を得られるものと信じております。森林に関心を持ってもらう為の情報公開・発信にさらに努力して頂き、いつまでも森の香りや木々の色、水の流れる音など、五感で自然を感じる事ができる福島県であり続けることを願っています。		貴重な御意見として、伺いました。令和3年度以降の取組の中で、御意見に沿うよう進めてまいります。
10	P.18 L.4	3①	意見	表現が重複しており、後段が趣旨を踏まえた内容になっていない。コナレタ表現にすべき。 「…、それぞれの制度の趣旨を踏まえ、次の点に留意し実施すること。 ①「森林整備」については、…から、それぞれの趣旨を踏まえ、制度による取組を実施すること。	修正対応	①「森林整備」については、2つの制度において対象となる森林が異なり、森林環境譲与税を活用した取組は、森林所有者が自ら管理が困難で市町村に管理を委託した森林が対象となり、県の森林環境税を活用した取組は、水源区域や水源かん養機能等が特に高い区域内の荒廃が心配され、森林所有者が自ら管理する森林を対象としている。2つの制度の役割分担により実施し、森林整備を一層推進すること。